

資 料 提 供  
令和元年11月15日  
課 名 建設産業課  
担当者名 寺尾  
内線電話 3822  
直通電話 082-513-3822

## 建設業者に対する監督処分について

次のとおり、令和元年11月15日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

### 1 処分を受けた建設業者に関する事項

|                             |                                   |       |       |
|-----------------------------|-----------------------------------|-------|-------|
| 商号又は名称                      | 安建工業株式会社                          | 代表者氏名 | 安井 幸男 |
| 主たる営業所の所在地                  | 福山市東川口町3-10-15                    |       |       |
| 許可番号                        | 広島県知事許可(特-29)第17585号              |       |       |
| 許可を受けている建設業の種類<br>(※「_」は特定) | <u>土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、解体工事業</u> |       |       |

### 2 処分に関する事項

|             |  |        |       |
|-------------|--|--------|-------|
| 処分年月日       | 令和元年11月15日   | 処分を行う者 | 広島県知事 |
| 根拠法令        | 建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)  |        |       |
| 処分の内容       | 建設業法第28条第1項に基づく指示<br><br>(1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法、労働安全衛生法及び関係法令を順守すること。<br><br>(2) 前記に基づき講じた措置について、令和元年12月16日までに文書で報告すること。   |        |       |
| 処分の原因となった事実 | 労働安全衛生法違反<br><br>安建工業株式会社は、平成30年11月3日、同社プラント内において、移動式クレーン作業を行うに際し、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、移動式クレーンによる作業の方法及び移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置を定めなければならないのに、これを定めずに作業を行わせた。<br>このことにより、同社は、福山簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金20万円の略式命令を受け、令和元年9月10日にその刑が確定した。<br>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。 |        |       |

#### 【参考】指示処分

法令違反や不適正な事実を是正するために業者がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するもの。具体的には、違反行為の再発防止措置の構築と関係法令の順守及び講じた再発防止措置の文書での報告を命令している。